

河口付近におけるさけ・ます採捕の制限に係る委員会指示

網走海区漁業調整委員会指示第2号

オホーツク総合振興局管内斜里町のホロベツ川、ペレケ川、オンネベツ川、糠真布川、斜里郡小清水町及び網走市の浦士別川並びに網走市の藻琴川の河口付近における「さけ及びます」の採捕について、さけ・ます資源の繁殖保護を図るため、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、次のとおり制限する。

令和 4年 8月 2日

網走海区漁業調整委員会  
会長 横内 武久

何人も、海面のうち、次表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に掲げる期間中はさけ及びますを採捕してはならない。

ただし、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第52条の規定に基づき、北海道知事の許可を受けた者が採捕する場合は、この限りではない。

河川	区域				沖合	期間
	河口及び沿岸		沖合方向(真方位)			
	左海岸	右海岸	左方	右方		
ホロベツ川	斜里郡斜里町大字遠音別村字岩尾別401番地地先に会長が建設した標柱の位置 (100m)	斜里郡斜里町大字遠音別村字岩尾別国有林1378林班口小班地先に会長が建設した標柱の位置 (100m)	度分 265.05	度分 297.05	100m	令和4年 9月 1日から 令和4年12月10日まで
ペレケ川	付図1のとおり					令和4年 9月 1日から 令和4年10月31日まで
オンネベツ川	斜里郡斜里町国有林1229林班ろ小班地先に知事が建設した標柱の位置 (500m)	斜里郡斜里町国有林1301林班イ小班地先に知事が建設した標柱の位置 (500m)	301.30	301.30	500m	令和4年 9月 1日から 令和4年10月31日まで
糠真布川	斜里郡斜里町字峰浜国有林81地先に会長が建設した標柱の位置 (100m)	斜里郡斜里町字日の出国有林87地先に会長が建設した標柱の位置 (100m)	度分 321.21	度分 321.21	100m	令和4年 9月 1日から 令和4年12月10日まで

河川	区域				沖合	期間
	河口及び沿岸		沖合方向(真方位)			
	左海岸	右海岸	左方	右方		
浦土別川	網走市字北浜206番地地先に会長が建設した標柱の位置 (100m)	小清水町字浜小清水2番地の5地先に会長が建設した標柱の位置 (100m)	26.00	14.30	100m	令和4年 9月 1日から 令和4年12月10日まで
藻琴川	網走市字藻琴247番の1地先に知事が建設した標柱の位置 (1,000m)	網走市字北浜14番地先に知事が建設した標柱の位置 (1,000m)	32.40	32.40	1,000m	令和4年 9月 1日から 令和4年12月10日まで

注1)この表による河口付近の区域とは、次に掲げる基点アから基点エまでを順次に結んだ線によって囲まれた海面をいう。

・ホロベツ川、オンネベツ川、糠真布川、浦土別川、藻琴川

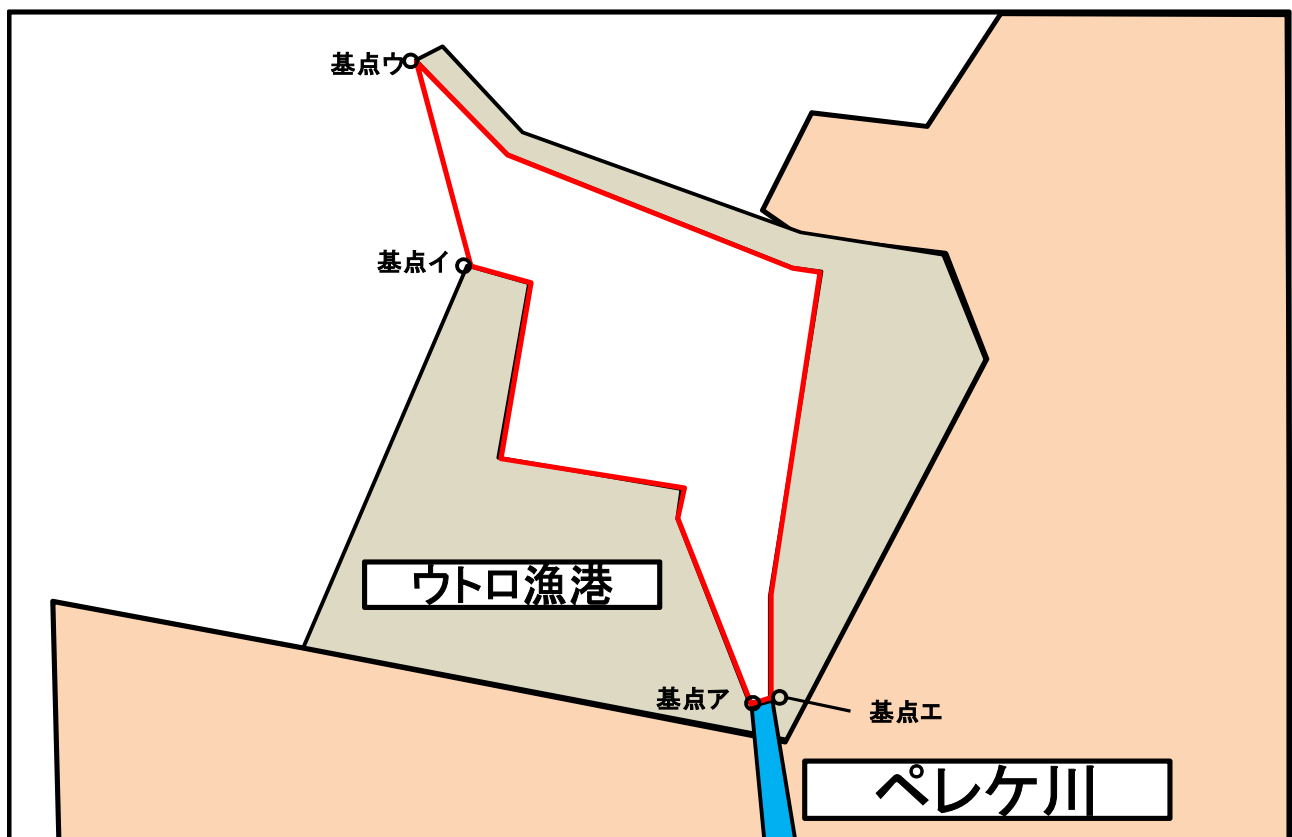
基点ア 左海岸の当該位置から当該沖合方位へ延長した線と最大高潮時海岸線の交点

基点イ 基点アから当該沖合方位における当該沖合距離の点

基点ウ 基点エから当該沖合方位における当該沖合距離の点

基点エ 右海岸の当該位置から当該沖合方位へ延長した線と最大高潮時海岸線の交点

注2)この表中で示している距離のうち、( )内の数字は標柱までの一応の目安である。  
付図1



次の基点ア、イ、ウ、エを結んだ線によって囲まれた海面

基点ア 河口左岸

基点イ 護岸南西側基部

基点ウ 西防波堤先端南西側基部

基点エ 河口右岸